



世代別、家族構成別で 考えたい相続対策としての 賢い生命保険契約の結び方

賃貸物件などの資産を所有していると、どうしても気になるのが相続税などの税金問題。ここでは、そんな税金についての疑問にお答えします。

生命保険と聞くと、通常は死亡時の家族への生活保障や病気・怪我をした時の医療保障など「リスクに備えるもの」という考え方が一般的です。しかし、将来の相続に備え活用することもできます。

1 生命保険を上手く活用した相続対策

生命保険を活用した相続対策には様々なメリットがあります。そこで今回は、生命保険を相続対策に活用する際のポイントとメリットを解説します。

① 非課税枠の活用

生命保険の保険金は、相続税の課税対象になる場合がありますが、下記の図のような「非課税枠」が適用されます。非課税枠を超える分のお金を事前に保険会社に支払い、死後に保険金として相続人が受け取れるようにすれば、現預金を相続するよりも相続税を圧縮できます。

※生命保険会社にもよりますが、概ね90歳未満で健康なら契約可能なので、高齢でかつ現預金の多い親御さんのご家族における活用が有効と言えます。

生命保険金の非課税枠	
500万円 × 法定相続人の数	
※相続人が生命保険金を取得した場合に適用	
【例】法定相続人が妻と子供2人の場合	
【現金の相続税評価額】	【生命保険金の相続税評価額】
現金1,500万円	死亡保険金1,500万円
↓ 相続発生	↓ 相続発生
相続税評価額 1,500万円	相続税評価額 0万円 (▲1,500万円)
	※死亡保険金の非課税枠 500万円 × 3人 = 1,500万円
死亡保険金は現金を相続するよりも評価額が低い	

② 生前贈与と組み合わせる
生命保険を活用して、生前に贈与する金額を保険料として支払うことで、贈与税を回避できます。贈与する金額を毎年110万円以下に抑えれば、贈与税がかかりませんが、あえて110万円以上の贈与をすることにより、将来に相続税の税務調査があった場合でも贈与の事実を残し、子の所得として確実に財産移転をした証明を作ることができると思います。

③ 子供を契約者として贈与できる
生命保険に加入する際、契約者と受取人を子、被保険者を親として、親が贈与した財産を全額保険料の支払いに当てることにより、親の死後に子が死亡保険金を受け取れます。

④ 受取人を指定できる
生命保険の保険金は、受取人固有の財産と考えられています。事前に指定された受取人は、ほかの相続人との話し合いなしに保険金を受け取れます。

⑤ 納税資金の確保に役立つ

被保険者の死後、スムーズに保険金の支払いを受けられるのもメリットです。納税資金や葬儀関連費用の捻出に役立ちます。

⑥ 相続人同士のトラブル防止

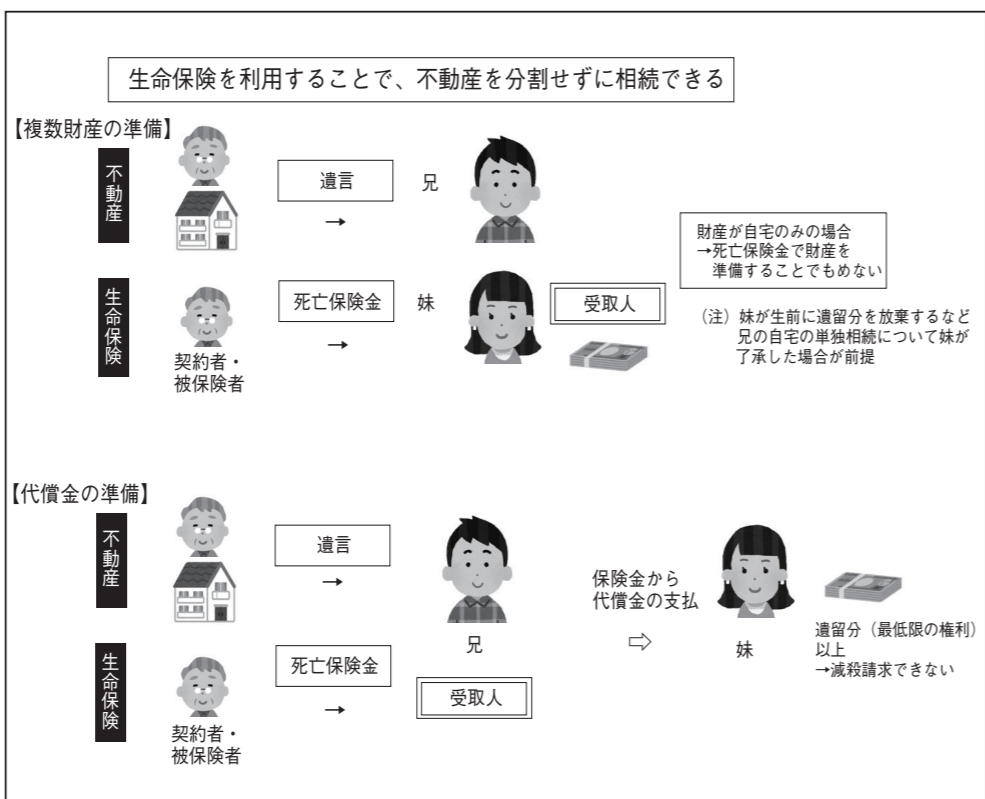
生命保険を活用することで、被相続人は自分が渡したい人に確実に財産を遺すことができ、受取人もほかの相続人とのトラブルを避けて財産を受け取れるメリットがあります。

2 生命保険を積極的に活用した賃貸経営

将来の大規模修繕には大きな資金が必要となります。そのため、計画的な積み立てを心がけることが大切です。生命保険を活用することにより、保険料の支払い時には所得税の計算上所得控除を適用し所得税の節税を図りながら、修繕の実施時に解約返戻金を活用して修繕費用に充当することができ

ます。
※なお、法人で生命保険に加入する場合、掛け金の損金算入が可能な保険であれば保険料支払い時の節税も十分可能です。

■相続人同士のトラブル防止の例



3 いざという時に心強いのが損害保険

損害保険は、偶然のリスクによって生じた損害をカバーするための保険です。一定額の保険金が支払われる生命保険とは異なり、損

害額に応じて保険金の支払いが変わる「実損払方式」が中心となっています。具体的には、自然災害、怪我、盗難、または損害賠償責任など、リスクに応じて必要な損害保険が異なります。個人向けには、以下のような損害保険があります。

4 今一度、家族全員の保険を見直してみる

生命保険や損害保険は年齢によっても加入できるものが異なります。比較的若い時期は突然死や重度障害が出て家族の生活が守れるものを検討し、高齢時には相続対策や次世代の生活保障を固めるために加入するのが理想的だと思います。定期的に保険の内容を見直して行きましょう。



解説/菊地則夫
税理士法人スマートシンク 代表税理士。不動産の税金、相続の専門家。著書に『アパート・マンション経営がぜんぶわかる本』などがある。